

のり面・土工構造物等長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

令和7年3月一部改訂

秋田市建設部道路維持課

目 次

1	本計画の位置づけ	・・・・・・・・ 1
2	現状と課題	・・・・・・・・ 1
3	本計画の目的	・・・・・・・・ 1
4	対象施設	・・・・・・・・ 2
5	計画期間	・・・・・・・・ 2
6	これまでの点検および診断	・・・・・・・・ 2
7	対策	・・・・・・・・ 4
8	メンテナンスサイクルの基本的な考え方	・・・・・・・・ 5

1 本計画の位置づけ

秋田市では公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、市民ニーズへの適切な対応、将来負担の軽減を図ることを目的として、「秋田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月31日）（以下「総合管理計画」という。）」を策定した。

この「のり面・土工構造物等長寿命化修繕計画（個別施設計画）（以下「本計画」という。）」は、総合管理計画に定める公共施設等マネジメント方針にしたがって、のり面・土工構造物等の個別施設計画として位置付けるものである。

2 現状と課題

令和6年12月末現在、秋田市が管理する切土のり面は458箇所、盛土のり面は344箇所、擁壁は722箇所（地下道擁壁15箇所含む）、カルバートは16箇所、グランドアンカーは1箇所、落石・雪崩防護は1箇所あり、建設時期が不明なものが多いが、ほとんどが50年以上経過したものと想定され、20年後には、のり面・土工構造物等の高齢化が一斉に進むこととなる。

また、調査したのり面・土工構造物等のうち何らかの損傷等が確認された割合は約10%で、修繕等の措置が求められている。

今後、急速に増えていく高齢化したのり面・土工構造物等について従来実施しているような損傷が大きくなってから修繕を行う維持管理方法の場合には、多額の費用がかかり、適切な維持管理ができなくなる恐れがある。

3 本計画の目的

秋田市が管理するのり面・土工構造物等は今後20年の間に急速に高齢化が進むため、従来の事後的な修繕から、予防的かつ計画的な修繕へと転換する。

これにより、従来の耐用年数60年を延命し、修繕に係る費用の縮減を図るとともに、地域の道路網の安全性、信頼性を確保することを目的として本計画を策定する。



4 対象施設

本計画で対象とする施設は、以下のとおりである。

○本計画の対象施設

	北部		中央		西部 東部		南部		河辺 雄和		合計	
	箇所	数量(m2)	箇所	数量(m2)	箇所	数量(m2)	箇所	数量(m2)	箇所	数量(m2)	箇所	数量(m2)
切土のり面(m2)	37	34,514	51	52,957	133	98,388	0	0	237	288,225	458	474,084
盛土のり面(m2)	43	20,003	50	27,428	71	49,067	0	0	180	146,521	344	243,019
擁壁(m)	190	9,321	126	7,401	196	8,253	0	0	195	6,618	707	31,593
地下道擁壁(m)	5	1,115	2	798	1	167	6	1,326	7	763	15	2,843
カルバート	2	62	10	3,832	1	920	0	0	3	1,530	16	6,344
グラウンドアンカー(基)	0	0	1	36	0	0	0	0	0	0	1	36
落石・雪崩防護(m)	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	1	10
計	277	65,015	241	92,462	402	156,795	6	1,326	622	443,657	1,542	757,929

5 計画期間

本計画の期間は、令和7年度からの10年間とし、5年に1回の定期点検結果等を踏まえ適宜、計画を更新する。

6 これまでの点検および診断

平成27年度から平成30年度にかけて、のり面・土工構造物等の全てについて点検を実施した。

この点検では、一次点検により、異常箇所を確認し、二次点検により第三者被害の可能性の有無等で、各施設の健全性を判定した結果、最終的に判定区分①が1箇所、②が26箇所、③が70箇所、④が50箇所、⑤が207箇所となった。

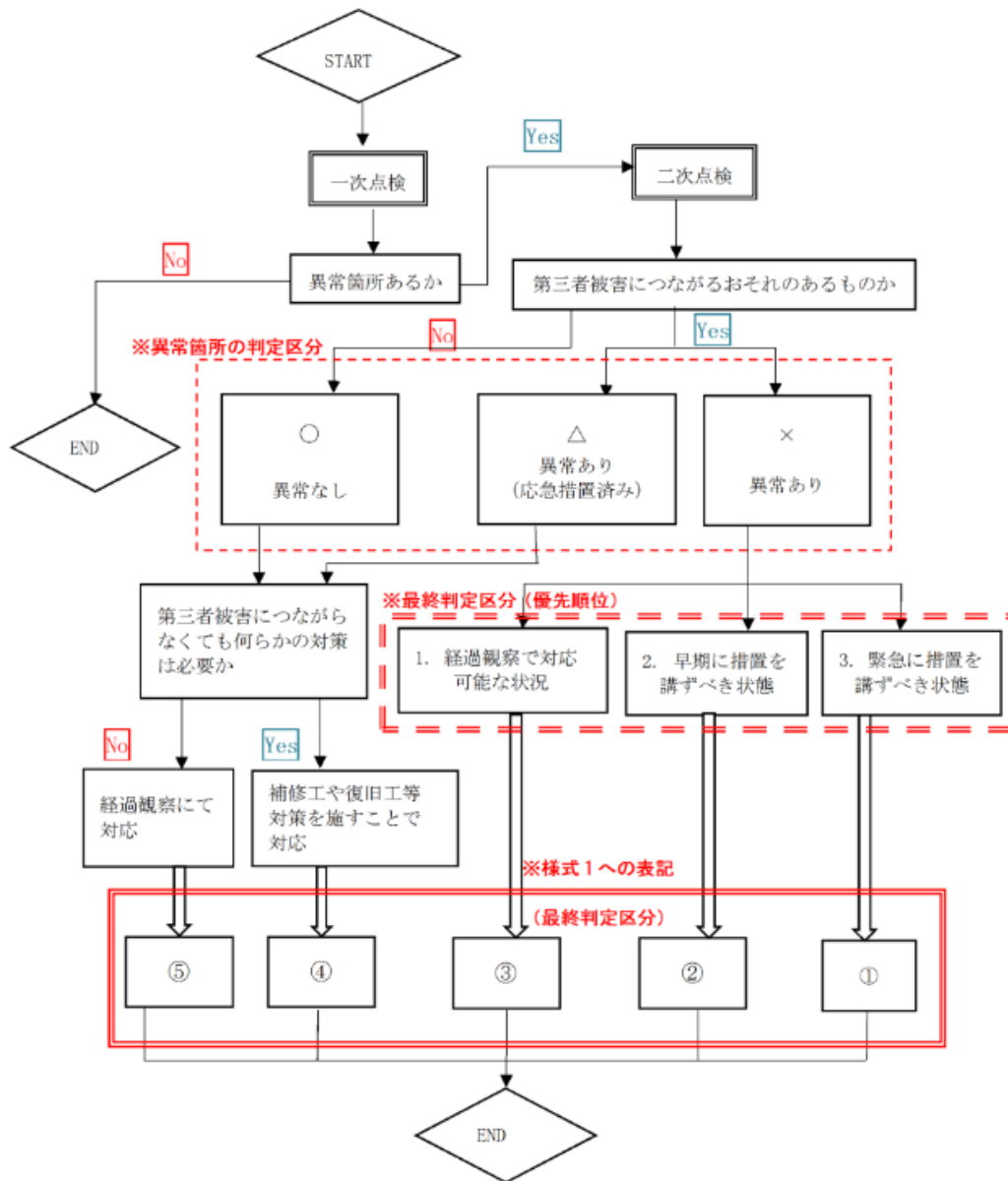
○異常箇所の判定区分（平成27年度～平成30年度）

判定区分		判定の内容
×	異常あり	第三者被害につながるおそれのあるもの。
△	異常あり (応急措置済み)	第三者被害につながるおそれのあるものに該当していたが、たたき落とし等の応急的な措置により第三者被害の可能性がなくなったもの。
○	異常なし	上記以外のもの。(第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるものを含む)

○健全性の最終判定区分（平成27年度～平成30年度）

(1)	第三者被害につながるおそれのあるもので、緊急に措置を講ずべき状態	①
(2)	第三者被害につながるおそれのあるもので、早期に措置を講ずべき状態	②
(3)	第三者被害につながるおそれのあるもので、経過観察で対応可能な状態	③
(4)	第三者被害につながるおそれはないが、補修・復旧等の対策が必要な状態	④
(5)	第三者被害につながるおそれはないが、経過観察で対応可能な状態	⑤

○平成27年度から平成30年度に実施した点検における健全性の判定フロー



参考図書

- ・ シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月）
- ・ 総点検実施要領（案）【道路のり面工・土工構造物編】（平成25年3月）
- ・ 道路土工構造物点検要領（平成29年8月）

7 対策

平成27年度から平成30年度の点検で、判定区分①と判断した岩見庄内線については、令和4年度に対策済みであることから、判定区分②に該当する施設について、優先順位を定めながら、各施設種別に応じて順次措置を講ずる。

判定区分③に該当する施設については、パトロールを継続的に行い、関係機関との協議や今後の点検結果などを踏まえ対策の必要性や実施時期について判断する。

なお、今後の点検・詳細調査、修繕により健全性の区分に変更が生じた場合は、優先順位を見直すこととする。

○令和7年3月現在で措置を講ずる必要がある施設

判定区分	路線名	施設種別	規模
①	なし（対策済み）		
②	名ヶ沢線	盛土のり面	6.5m ²
	百崎柳館線	盛土のり面	670m ²
	桜ヶ丘梨平線	盛土のり面	1,650m ²
	御所野上北手線	擁壁工	73m
	広域河辺北野田神内線	切土のり面	8,800m ²
	東萱森線	切土のり面	1,936m ²
	東萱森線	切土のり面	1,197m ²
	岩見庄内線	切土のり面	524m ²
	岩見庄内線	切土のり面	4,642m ²
	岩見庄内線	盛土のり面	4,849m ²
	岩見庄内線	盛土のり面	5,223m ²
	岩見庄内線	盛土のり面	1,532m ²
	岩見庄内線	擁壁工	10.5m
	岩見庄内線	擁壁工	19.6m
	神内岩見線	擁壁工	75.0m
	南台七曲線	盛土のり面	429m ²
	中の沢線	盛土のり面	642m ²
	竹の花藤森線	擁壁工	72.3m ²

【対策費用】

令和7年度からの5年間における事業費は以下のとおり134百万円を想定している。

○対策事業費（百万円）

年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
費用	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8

8 メンテナンスサイクルの基本的な考え方

基本方針

効率的な維持管理の実行および的確な改修整備の推進を行う必要があることから、点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築する。

【定期点検】 対象施設：長大のり面（切土のり面15m、盛土のり面10m）

定期点検の対象とするのり面・土工構造物等は、道路法施行規則第4条の5の5の規定に従って、5年に1回の近接目視により実施する。

なお、道路特定道路土工構造物となる長大のり面については、北部・中央・西部・東部地区については0箇所、河辺地区については長大切土のり面が22箇所、長大盛土のり面が19箇所、雄和地区については長大切土のり面が21箇所、長大盛土のり面が1箇所となっている。

【通常点検】 対象施設：長大のり面以外ののり面・土工構造物等

通常点検の対象とするのり面・土工構造物等は、巡視、道路利用者や沿道住民からの通報により変状が認められた場合に実施する。この点検は、変状が認められたのり面・土工構造物等について、巡視中もしくは巡視後、近接目視等により行うことを基本とする。

○定期点検等の実施時期

年度	地区	パトロールによる通常点検	大規模のり面 5年に一度	大規模以外 10年に一度
H27～H30		通常点検	総点検	
H31～R 5				
R 6	河辺・雄和地区		定期点検	
R 7				
R 8				
R 9				
R 10				
R 11	河辺・雄和地区		定期点検	定期点検 ^{※1}
R 12	北部地区			定期点検 ^{※1}
R 13	中央・南部地区			定期点検 ^{※1}
R 14	西部・東部地区			定期点検 ^{※1}
R 15				
R 16	河辺・雄和地区		定期点検	

※1 通常点検時で判断できる場合は、大規模以外の定期点検は行わない。

○定期点検の事業費

年度	地区	大規模のり面 5年に一度	大規模以外 10年に一度	調査費用
		(箇所)	(箇所)	(千円)
R 6	河辺・雄和地区	63		5,000
R 7				
R 8				
R 9				
R 10				
R 11	河辺・雄和地区	63	552	30,000
R 12	北部地区		272	12,000
R 13	中央・南部地区		245	10,000
R 14	西部・東部地区		401	18,000
R 15				
R 16	河辺・雄和地区	63		5,000

【診 断】

今後の点検にあたっては、「道路土工構造物点検要領（平成29年8月）」に基づき、以下のとおり各施設の健全性を判定する。

なお、令和6年度に実施した長大法面の定期点検では、前回点検時から大きな異常が見られなかった。

○健全性の判定区分

判定区分		判定の内容
I	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II	経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊につながる恐れがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

【対 策】

診断結果に基づき、道路利用者の安全確保を最優先に適切かつ効率的に実施する。

また、今後の点検・詳細調査、修繕により路線の健全性に変更が生じた場合やパトロールにより、緊急又は早期の修繕が必要であると判断した場合は、優先順位を見直すこととする。

【記 録】

定期点検および健全性の診断結果ならびに措置の内容等を記録し、当該のり面・土工構造物等が利用されている期間中は、これを保存する。